本号で公布された法令のあらまし

◇道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十一号）（国土交通省）

道路法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十二号）の施行期日は、令和七年十月一日とする。

◇道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三百三十二号）（国土交通省）

第１　道路法施行令の一部改正

１　国土交通大臣が道路管理者に代わって重要物流道路等と交通上密接に関連する防災拠点自動車駐車場の管理を行う場合において、道路管理者に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定める。（第一条の七第九項及び第五条の四第一項関係）

２　国土交通大臣が道路管理者に代わって指定区間外の国道に附属する防災拠点自動車駐車場の新設、改築、修繕及び災害復旧以外の管理又は都道府県道若しくは市町村道に附属する防災拠点自動車駐車場の災害復旧以外の管理に係る道路管理者の権限を代行する場合における当該道路の路線名等の告示について定める。（第二条関係）

３　道路管理者がその管理する道路以外の連携協力道路を管理する場合において、当該道路の道路管理者に代わって行う権限を定める。（第五条関係）

４　脱炭素化施設等として、太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの等を定めるとともに、それぞれの脱炭素化施設等について、道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでない場合であっても道路の占用の許可を受けることができる場所を定める。（第十六条の二関係）

５　その他所要の改正を行う。

第２　道路整備特別措置法施行令の一部改正

１　高速道路会社又は公社が行う道路の管理についての道路法等の規定の適用について、技術的読替えを定める。（第十五条及び第十六条関係）

２　その他所要の改正を行う。

第３　道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令の一部改正

自動運行補助施設等の設置工事に係る資金の貸付けの条件の基準を定める。（第五条関係）

第４　関係政令の一部改正

高速自動車国道法施行令、宅地建物取引業法施行令及び日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令について所要の改正を行う。

第５　附則

１　この政令は、一部の規定を除き、道路法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則第一項関係）

２　その他所要の改正を行う。

◇公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百三十三号）（文部科学省）

１　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第三十二条の四第三項において、政令で定めることとされている審議会等を中央教育審議会とする。（第一条関係）

２　公立の義務教育諸学校における主務教諭の定数の算定に関し、短時間勤務の職を占める者の数への換算の方法を定める。（第三条関係）

３　公立の高等学校における主務教諭の定数の算定に関し、短時間勤務の職を占める者の数への換算の方法を定める。（第三条関係）

４　主務教諭を都道府県教員算定基礎定数等の算定対象となる職種に含める。（第三条関係）

５　国立大学法人における主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）又は主務保育教諭の任命、免職又は降任に関しては、大学総括理事の申出に基づき行うようにする。（第四条関係）

６　公立大学法人の理事長とは別に学長が任命されている公立大学における主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）又は主務保育教諭の任命、免職又は降任に関しては、学長の申出に基づき行うようにする。（第五条関係）

７　中央教育審議会がつかさどる事務に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第三十二条の四第三項に係る事務を加える。（第七条関係）

８　公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第五条第二項の規定により読み替えて適用する読替後労働基準法第三十二条の四第三項に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理する分科会を、初等中等教育分科会とする。（第七条関係）

９　その他、所要の改正を行う。

10　この法律は、一部を除き、令和八年四月一日から施行するものとする。（附則関係）

◇海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百三十四号）（国土交通省）

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇港湾法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三百三十五号）（国土交通省）

港湾法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十五号）の施行期日は令和七年十月一日とし、同法附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は令和八年四月一日とする。

◇港湾法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百三十六号）（国土交通省）

第１　港湾法施行令の一部改正

１　職権の委任

協働防護計画についての助言に関する国土交通大臣の職権を地方整備局長又は北海道開発局長も行うことができることとする。（第二十二条関係）

２　その他

その他所要の改正を行う。

第２　宅地建物取引業法施行令の一部改正

宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買等の契約が成立するまでの間に、宅地建物取引士をして相手方等に説明させなければならない法令上の制限として、協働防護協定及び災害応急対策港湾施設使用協定に係る承継効に関する規定を追加する。（第三条第一項第二十三号関係）

第３　その他

その他所要の改正を行う。

第４　施行期日

この政令は、港湾法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。（附則関係）

◇児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第三百三十七号）（こども家庭庁）

第１　児童福祉法施行令の一部改正

１　保育士試験に係る指定試験機関の欠格事由として、申請者が、地域限定保育士試験に係る指定地域試験機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること及び申請者の役員のうちに、認定地方公共団体の長による命令により指定地